

社会福祉法人深敬園定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - ア 障害福祉サービス事業の経営
 - イ 老人居宅介護等事業の経営
 - ウ 相談支援事業の経営
 - エ 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人深敬園という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者、子育て世帯支援、経済的に困窮する者等を支援するため無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を山梨県南巨摩郡身延町身延3637番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置く。評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合は、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名が出席し、かつ、外部委員1名が賛成することを要する。
- 6 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第九条 評議員は無報酬とする。

第三章 評議員会

（構成）

第一〇条 評議員は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く

評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否が同数の時は議長が決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数意を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一六条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事6名
 - (2) 監事2名
- 2 理事の内1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事の内3名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(役員資格)

第一八条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に、4箇月を超える間隔で2回以上、

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二三条 理事及び監事の報酬については、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準によって算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

2 この法人が設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任又は解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 山梨県南巨摩郡身延町身延3637番地、3638番地、3639番地所在の鉄骨造陸屋根2階建1, 718.4㎡障害者支援施設かじか寮
コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建22, 44㎡
山梨県南巨摩郡身延町身延3633番地1所在の木造鋼板葺平屋建9, 93㎡
山梨県南巨摩郡身延町身延字西谷3633番地2, 3633番地1、3635番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建86, 08㎡
山梨県南巨摩郡身延町身延3635番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1階42, 18㎡ 2階53, 37㎡
山梨県南巨摩郡身延町身延3636番地所在のブロック造陸屋根平屋建99, 17㎡、ブロック造陸屋根平屋建33, 05㎡
山梨県南巨摩郡身延町身延3636番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建1階240, 00㎡ 2階建240, 00㎡
山梨県南巨摩郡身延町身延3640番地、3641番地所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建1階550, 34㎡ 2階553, 34㎡
山梨県南アルプス市鏡中條字反田969番地3所在の木造スレート葺2階建1階58㎡ 2階50㎡
山梨県南アルプス市飯野字七社2939番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建303㎡ 符号1鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき陸屋根2階建1階153, 92㎡ 2階135, 46㎡
山梨県南アルプス市飯野字村中2018番1所在の鉄骨造瓦葺2階建1階189, 35㎡ 2階151, 86㎡
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字南地520番地1所在の木造瓦葺2階建1階79, 85㎡ 2階66, 22㎡
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字南地498番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建1階157, 86㎡ 2階176, 58㎡
山梨県南巨摩郡富士川町長沢字甘騎213番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ2階建1階261, 25㎡ 2階196, 00㎡
- (2) 山梨県南巨摩郡身延町身延字西谷3637番地所在の障害者支援施設かじか寮敷地
3637番地 1, 957㎡

- | | | |
|--|------------------------------|---------------------------------|
| | 3 6 3 8 番地 | 4 7 2 m ² |
| | 3 6 3 9 番地 | 5 0 9 m ² |
| | 3 6 4 0 番地 | 1, 8 9 0 m ² |
| | 山梨県南巨摩郡身延町波木井字壺澤奥 3 7 0 7 番 | 山林 5 8 1 m ² |
| | 山梨県南巨摩郡身延町波木井字一沢奥 3 7 0 8 番 | 山林 7 1 4 m ² |
| | 山梨県南巨摩郡身延町波木井字一沢奥 3 7 1 0 番 | 山林 7 4 3 m ² |
| | 山梨県南アルプス市鏡中條字反田 9 6 9 番 3 | 宅地 1 9 8. 4 4 m ² |
| | 山梨県南アルプス市飯野字七社 2 9 3 9 番 1 | 宅地 1, 6 6 1. 8 0 m ² |
| | 山梨県南アルプス市飯野字村中 2 0 1 7 番 1 | 宅地 1 7 8. 9 9 m ² |
| | 山梨県南アルプス市飯野字村中 2 0 1 8 番 1 | 宅地 2 9 3. 8 8 m ² |
| | 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字南地 5 2 0 番地 1 | 宅地 1 5 0. 8 4 m ² |
| | 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字南地 4 9 8 番地 1 | 宅地 3 3 7. 5 5 m ² |
| | 山梨県南巨摩郡富士川町長沢字甘騎 2 1 3 番地 2 | 宅地 7 3 4. 0 0 m ² |
- 3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
 - 4 公益事業用財産は、第三八条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
 - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、山梨県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山梨県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については当該会計年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上及び評議員会の承認がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

- (1) レスパイト事業
 - (2) 居宅介護支援事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章 解 散

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山梨県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山梨県知事に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人深敬園の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	綱脇美智
理事	佐野一男
理事	市川覚雄
理事	中村春夫
理事	中里悠光
理事	望月英與
監事	依田健二
監事	熊王壮臣

附則

この定款は、平成 4年 8月19日から施行する。

平成 7年	6月19日改正
平成10年	5月 8日改正
平成13年	7月10日改正
平成14年	4月15日改正
平成15年	2月 5日改正
平成16年	4月 1日改正
平成16年	5月21日改正
平成16年	8月23日改正
平成16年	12月 2日改正
平成17年	8月26日改正
平成18年	5月 8日改正
平成18年	6月 9日改正
平成19年	4月27日改正
平成19年	6月 5日改正
平成19年	8月23日改正
平成22年	2月 4日改正
平成24年	5月30日改正
平成25年	5月 1日改正
平成26年	7月18日改正
平成29年	2月 8日改正
平成29年	6月10日改正
平成30年	4月24日改正